

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会

会長 本澤陽一



国等との通信回線による電子計算機の結合について（意見）

第24回千葉市情報公開・個人情報保護審議会における千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第10条第4項に基づく報告について、下記のとおり意見を述べることにします。

記

1 報告事項

地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験の八千代市との共同実施に当たり、ポイント管理システムを共有するために、通信回線による電子計算機の結合（以下「オンライン結合」という。）を行い、参加者の個人情報を八千代市と共有することについて（千葉市個人情報保護条例第10条第4項）

2 報告に対する意見

- (1) オンライン結合に当たっての個人情報の保護措置に関する「1 相手方の対応措置に関する基準」の「1 全般的な措置に関する項目」として千葉市個人情報オンライン結合基準が定める諸事項についての、八千代市の条例、規則、要綱等における根拠規定を明らかにした資料を公表すること。
- (2) 八千代市による実施機関とのオンライン結合について必要となる八千代市個人情報保護条例（平成10年八千代市条例第25号）第10条第2号の規定に基づく手続の履行状況について確認し、本審議会に報告すること。